

新潟県立大学障がい学生への支援に関する規程

(平成 28 年 3 月 15 日規程第 2 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に基づき、新潟県立大学（以下「本学」という。）が心身等に障がいのある者を学生として受け入れ、入学前から入学後の教育及び学生生活の支援を積極的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「障がいのある学生」とは、心身等に障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めた者をいう。

(支援の申し出)

第 3 条 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がいのある学生本人から申し出ることができる。

第 2 章 支援実施体制

(支援実施の主体)

第 4 条 支援の実施にあたっては、障がいのある学生が志望または所属する学部、研究科が主体（以下「支援実施の主体」という。）となつて行うものとする。

(障がい学生支援委員会)

第 5 条 障がいのある学生に関する事項について審議し、本学における障がい学生支援体制を整備するため、障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 申し出に対する支援の必要性に関すること。
- (2) 障がいのある学生の支援に係る方針に関すること。
- (3) 障がいのある学生の支援に係る施設等の整備に関すること。
- (4) 関係部局間の連絡調整に関すること。
- (5) その他障がいのある学生の支援に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 副学長
- (2) 障がいのある学生の志望または所属する学部長、研究科長
- (3) 学生部長
- (4) 入試委員長
- (5) 教務委員長

- (6) 事務局次長
 - (7) 教務学生支援部長
 - (8) その他委員長が必要と認める者 若干名
- 4 委員会に委員長を置くこととし、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 5 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
(障がい学生支援チーム)
- 第6条 障がいのある学生への支援を円滑に実施するため、障がい学生支援委員会の下に、障がい学生支援チーム（以下「支援チーム」という。）を置くことができる。
- 2 支援チームは、原則として障がいのある学生一人一人について設置する。
 - 3 支援チームは、当該学生への支援のために必要な具体的事項を検討し、支援実施の主体に対して意見を述べる。
 - 4 支援チームは、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 障がいのある学生の所属する学科長または学科から指名された者（研究科にあつては研究科から指名された者）
 - (2) 学生部委員 1名
 - (3) 教務委員 1名
 - (4) 教務学生課長または教務学生課職員
 - (5) その他チームリーダーが必要と認める者 若干名
 - 5 支援チームにチームリーダーを置くこととし、前項第1号の構成員をもって充てる。
 - 6 チームリーダーは、必要に応じて支援チームを招集する。

第3章 雑則

(事務)

第7条 委員会及び支援チームに関する事務は、教務学生課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。